

無
料
で
派
遣
!!

働き方 改革の 専門家

豊田市働き方改革アドバイザー・講師派遣制度



アドバイザーが経営者や
担当者の皆様をサポートします
社内研修やセミナーに
講師として伺います

【対象】豊田市内の事業所(企業の場合は中小企業に限ります)

働き方改革関連法への対応として

- ◆ 就業規則・規定の見直し
- ◆ 業務の効率化による残業の削減

人材確保・定着のために

- ◆ 求職者に選ばれる魅力ある職場づくり
- ◆ 従業員満足度、帰属意識の向上
- ◆ 女性、高齢者、障がい者、外国人など多様な人材の採用
- ◆ キャリア形成に関する意識啓発

働き方改革を進めるための 助成金の活用の仕方

仕事と育児や介護、病気治療などとの 両立に向けて

- ◆ 社内制度や公的支援の周知と上手な活用の仕方

働きやすい職場環境づくりとして

- ◆ あらゆるハラスメントの防止
- ◆ 心身の健康の増進

同業者や経営者層の団体 労働組合などの啓発事業として

ご利用の流れ

- 1 申請書(裏面 様式第1号)をFAXかEメール、郵送、または電話で実施希望日の2週間前までにお申し込みください。
- 2 相談内容、研修テーマなどに応じ、「豊田市働き方改革アドバイザー・講師」を派遣します。
- 3 実施後、事前にお送りする実施報告書(様式第2号)をご提出ください。
※申請書(様式第1号)、実施報告書(様式第2号)は、豊田市HPからもダウンロードできます。

ここがポイント

- ◆ アドバイザー・講師の派遣は**無料**です。
- ◆ 社会保険労務士、中小企業診断士、キャリアコンサルタント、産業カウンセラーなどの資格を持つアドバイザーが、それぞれの専門性を活かしながらサポートします。登録アドバイザーの情報は、豊田市HPに「**働き方改革アドバイザーデータベース**」として掲載しています。
- ◆ 1事業所あたり、最大8時間までご利用が可能です。1回あたり、最低1時間の利用からご検討ください。

申込み
問合せ

豊田市役所 産業部 産業労働課

〒471-8501 豊田市西町3-60(豊田市役所西庁舎7階)

TEL 0565-34-6774 FAX 0565-35-4317

E-mail sangyou@city.toyota.aichi.jp



豊田市公式YouTubeで
PR動画を公開しています。



◀コチラのQRから
ご覧ください

豊田市働き方改革アドバイザー・講師派遣 申請書

下記の通り申請します。

申請日 令和 年 月 日

事業所名			代表者氏名	
住所			担当者氏名 (部署・役職)	
電話番号		メールアドレス		
派遣希望日時 派遣種別	第1回	令和 年 月 日()	: ~ :	<input type="checkbox"/> アドバイザー <input type="checkbox"/> 講師
	第2回	令和 年 月 日()	: ~ :	<input type="checkbox"/> アドバイザー <input type="checkbox"/> 講師
	第3回	令和 年 月 日()	: ~ :	<input type="checkbox"/> アドバイザー <input type="checkbox"/> 講師
相談内容 講演テーマ <small>※希望する項目に チェック</small>	<input type="checkbox"/> 働き方改革の具体的な取組み、優先順位 <input type="checkbox"/> 長時間労働の是正、休日出勤の削減 <input type="checkbox"/> 人材確保 <input type="checkbox"/> 人材育成 <input type="checkbox"/> 給与・賃金、評価制度 <input type="checkbox"/> 女性、高齢者、障がい者の活躍支援 <input type="checkbox"/> 職場風土の改善 <input type="checkbox"/> 心身の健康、メンタルヘルス対策 <input type="checkbox"/> 定年制の見直し、再雇用 <input type="checkbox"/> その他(内容:)			
通信欄	派遣日時の第2希望、派遣を希望するアドバイザーの氏名など(希望に添えない場合があります)			

申込み・問合せ / 豊田市役所 産業部 産業労働課

FAX 0565-35-4317

TEL 0565-34-6774

★派遣希望日の原則として2週間前までに提出してください。(郵送、メール、FAX)
★上記申請内容について、電話またはメールで確認・調整を行うことがあります。
★派遣決定後、本制度をご利用するにあたっての留意点や派遣するアドバイザーの氏名などのお知らせとともに、実施後にご提出いただく報告書の様式をお送りします。